２．大規模行為における市全域の景観形成基準等

２－５．太陽光発電施設

（１）提出書類は揃っていますか。下表にチェック（☑）してください。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象物 | 位置図 | 配置図 | 緑化計画図※1 | 平面図 | 立面図等※2 | 現況写真※3 |
| 太陽光発電 | □ | □ | □ | □ | □ | □ |

※1　樹木の位置、種類、面積を記入すること。

※2　太陽光発電施設の材料及び色彩（マンセル値）を記入すること。附属施設の位置・形状を記入すること。

※3　届出地を含み、周辺のまち並みが分かること。撮影方向を配置図などに記入すること。

（２）景観形成基準は下表のとおりです。下表を確認後、右欄にチェック（☑）して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 目項 | 基　準 | ☑ |
| 土地に自立して新設、増設する場合 | 高さ | ・高さをおさえ、周辺からの突出を避けること。 | □ |
| ・設置面から高さ2m以上の太陽光発電施設については、周辺からできるだけ見えないような位置とするとともに、そのための処置を施すように努めるものとする。 |
| ・景観計画に定める視点場からの眺望に配慮した位置とし、著しい景観支障とならないようにすること。 |
| 形態 | ・太陽光パネルの傾斜をできるだけ緩やかにし、向きをそろえるなど、統一感のある配置とすること。 | □ |
| 色彩・材料 | ・太陽光パネルは、黒系統色等の暗色を基調とし、架台等の附属施設も含め、全体として周辺の景観と調和した色彩とすること。 | □ |
| ・太陽光パネルの材質は低反射性のもの、または防眩処理等を施したものを使用すること。 |
| 敷地の緑化 | ・敷地内は極力緑化に努めること。 | □ |
| ・既存の樹木がある場合には、修景に活かすよう配慮すること。 | □ |
| ・伐採により樹木の連続性を無くさないこと。 | □ |
| ・地域に見合った樹種を選定する等、周辺環境や景観に配慮した緑化を行うこと。 | □ |